

# 笠間市プレミアム商品券 2026 事業 加盟店募集のお知らせ

笠間市と笠間市商工会では、物価高騰の影響により、売上減少等が懸念させる市内事業者の支援を図るとともに、市内における消費喚起、全世代の生活者支援を目的に、多様な店舗で利用できる「笠間市プレミアム商品券 2026」を発行します。これに伴い、プレミアム商品券を利用できる加盟店を募集します。

商品券の名称	笠間市プレミアム商品券 2026
発行総額	5 億 7,200 万円 1 セット 13,000 円分×44,000 セット
販売価格	販売価格 10,000 円／冊 利用額面 13,000 円分 共通券(6,000 円分):大型店利用可能(加盟店全店で利用が可能です) 専用券(7,000 円分):大型店利用不可(大型店は利用できません)
商品券構成	1,000 円券×13 枚綴り 共通券(1,000 円券×6 枚 6,000 円分) 専用券(1,000 円券×7 枚 7,000 円分)
販売対象者	申込み時点で笠間市に住民登録のある世帯主の方  ※令和 8 年 1 月 1 日(基準日)において笠間市の住民基本台帳に 記載がある世帯主の方へ購入申込書を郵送します。
購入限度	1 世帯あたり 5 冊まで
購入方法	世帯主によるハガキでの事前申込制です。 ※商品券の購入案内の詳細については 2 月上旬に、世帯主宛に通知文を発送しますので、そちらをご確認ください。
利用期間	令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 6 月 30 日(火)まで
手数料等	登録手数料、換金手数料、振込手数料など加盟店側に費用負担はございません。
換金プレミアム	商品券換金額の 2%(税込)をプレミアムとして支払います。※大型店・大企業は除く

## お問い合わせ・お申込み

WEB 検索は

笠間市商工会

検索

笠間市商工会

本 所 〒309-1611 笠間市笠間 1464-3 ☎0296-72-0844  
友部事務所 〒309-1705 笠間市東平 2-3-3 ☎0296-77-0532  
岩間事務所 〒319-0294 笠間市下郷 5140 ☎0299-45-5711

# - 笠間市プレミアム商品券 2026 事業 加盟店募集要項 -

## 発行の目的

物価高騰の影響により、売上減少等が懸念させる市内事業者の支援を図るとともに、市内における消費喚起、全世代の生活者支援を目的とします。

## 加盟店における厳守事項

1. 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用してください。
2. 商品券を現金化及び電子マネー化することはできません。
3. 商品券の利用時に利用額が商品券の額面に満たない場合でも、つり銭は出さないでください。
4. 不足分は現金等で受け取ってください。
5. 利用期間を過ぎた商品券は取り扱わないでください。
6. 商品券の紛失、盗難及び毀損に対し、笠間市及び笠間市商工会はその責を一切負いません。
7. 商品券利用者に対し、現金を用いて代金を支払う顧客よりも不利な取り扱いをしないでください。
8. 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。

## 商品券での利用の対象にならないもの

1. 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、水道、ゴミ袋、電話料金の公共料金)
2. コンビニエンスストアでの収納代行等、加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
3. 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、収入印紙、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
4. たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
5. 事業用資産の購入や業務用の仕入等の事業上の取引
6. 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの変換(チャージ等)
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
8. 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
9. その他笠間市、笠間市商工会が不適当と認めるもの

## 加盟店の参加資格

笠間市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、次の 1~4 に該当する事業者を除いたもので、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるものとします。なお、大型店とは店舗面積 500 m<sup>2</sup>以上を指します。(大型店の区分は旧大規模小売店舗法において、売場面積 500 m<sup>2</sup>以上を規制対象としていた考え方を踏まえ、本事業独自に基準を設定しております。)

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
2. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
3. 上記【商品券の利用の対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを扱う事業者
4. 役員等が暴力団(暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律暴力団をいう。以下同じ)第77号)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者

## 申込手続きについて

### 1. 申込方法

以下の①、②いずれかの方法でお申込みください。

加盟店登録の QR コード

①電子申請(笠間市商工会ホームページからアクセス)

笠間市商工会 HP「笠間市プレミアム商品券 2026 事業加盟店募集の  
お知らせ」ページからいばらき電子申請・届出サービスにてお申込みください。  
※右側の QR コードからもお申込みができます。



②書面申請

この「募集要項」及び「誓約書」に同意の上、別紙加盟店参加申込書に必要事項を記入し、下記(1)～(3)の申込先へ FAX 又はご持参ください。

「加盟店参加申込書」は笠間市商工会又は笠間市のホームページからダウンロードできるほか、笠間市商工会各事務所及び笠間市商工課で配布します。

#### 申込先【笠間市商工会】

(1)本 所 笠間市笠間1464-3 TEL:0296-72-0844 FAX:0296-72-5495

(2)友部事務所 笠間市東平2-3-3 TEL:0296-77-0532 FAX:0296-77-0621

(3)岩間事務所 笠間市下郷5140 TEL:0299-45-5711 FAX:0299-45-2986

※FAX でお申込み頂いた加盟店様については、こちらから受信連絡をいたします。一両日経ってもご連絡が無い場合にはお申込み頂いた各事務所にお問い合わせください。

### 2. 登録料 無料

### 3. 申込期間

令和 7 年 12 月 23 日(火)より開始

令和 8 年 1 月 8 日(木)10 時までにお申込みいただくと、笠間市民全世帯に送付する商品券購入案内チラシに加盟店一覧情報として掲載されます。

※1 月 8 日(木)10 時以降のお申込みについては順次ホームページ上に掲載します。

### 4. その他

①笠間市内に複数の店舗(事業所)がある場合には、それぞれ店舗毎に申込みをお願いします。

②加盟店舗向けポスター等、商品券取扱に必要な備品等については後日配布いたします。

## 【個人情報の取扱いについて】

参加申込みに頂いた個人情報につきましては、商品券事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管されます。

## 加盟店の取り消し等

お申込内容に虚偽不備等がある場合には、承認を取り消す場合があります。

また、「募集要項」及び「誓約書」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

## 換 金 に つ い て

1. 換 金 方 法 毎月複数回設けた指定日に商品券を持参していただき、後日、登録時に届出頂いた口座に振込いたします。  
※詳細については、後日取扱店舗に配布します。  
※換金期間を過ぎての換金は一切応じられませんのでご注意ください。
2. 換金プレミアム 商品券換金額の2%(税込)を換金プレミアムとして支払います。  
※大型店及び大企業は除く(中小企業基本法に定める中小企業の規模を超える企業を大企業と定義させて頂き、換金プレミアムの対象外とさせて頂きます。)  
※大企業と定義されても店舗面積が500m<sup>2</sup>未満の場合、大型店となる訳ではなく共通券・専用券共に使用可能な店舗となります。
3. 換 金 手 数 料 無料(会員・非会員問わず)

## 商品券事業の流れ

